資料３

令和３年度

神 奈 川 県 水 防 計 画

（案）

変更箇所について、朱書しています。

令和３年５月

神　奈　川　県

令和３年５月　変更箇所

災害対策基本法の一部を改正する法律の公布及び施行に伴う変更、及び相模灘沿岸を水位周知海岸に指定し、また高潮特別警戒水位を定めることに伴う変更

（１）２、３、４頁
（第１章第２　用語の定義）

（２）８頁
（第３章第１　神奈川県の水防組織）

（３）27、28、29頁
（第９章第１　種類及び発表基準）
（第10章第１　種類及び発表基準）

（４）179頁
（【第12章第２関係】別表第20　潮位波高観測所一覧表）

（５）198、199、199の２頁
（【第10章第２関係】別表第24　水位情報の通知及び周知を行う海岸一覧表）

（９）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の２第２項及び第３項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の３）。

(13) 水位周知下水道

市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した下水道。市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の２第２項）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川及び水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報、水位周知海岸においては氾濫発生情報（高潮特別警戒水位）のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。

水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければばらない。

(20) 高潮特別警戒水位

法第13条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の２第2項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を通知及び周知しなければならない。

(22) 重要水防区域（箇所）

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域（箇所）であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域（箇所）をいう。

(23) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(24) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の３）。

(25) 雨水出水浸水想定区域

水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として市町村長が指定した区域をいう

（法第14条の２）。

(26) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の６）。

（水防責任）

第３　水防の責任は、次のとおりとする。

１　水防管理団体の責任

水防管理団体である市町村は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有し、主に次の事務を行う。

（１）水防団の設置（法第５条）

（２）水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）

（３）平常時における河川等の巡視（法第９条）

（４）水位の通報（法第12条第１項）

（５）水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の２第２項）

（６）雨水出水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の２）

（７）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

（８）避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の２）

（９）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の３）

(10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言または勧告（法第15条の６、法第15条の７、法第15条の８）

(11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

(12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

(13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第２項）

(14) 警戒区域の設定（法第21条）

(15) 警察官の援助の要求（法第22条）

(16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

(17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）

(18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第３項）

(19) 避難のための立退きの指示（法第29条）

（神奈川県の水防組織）

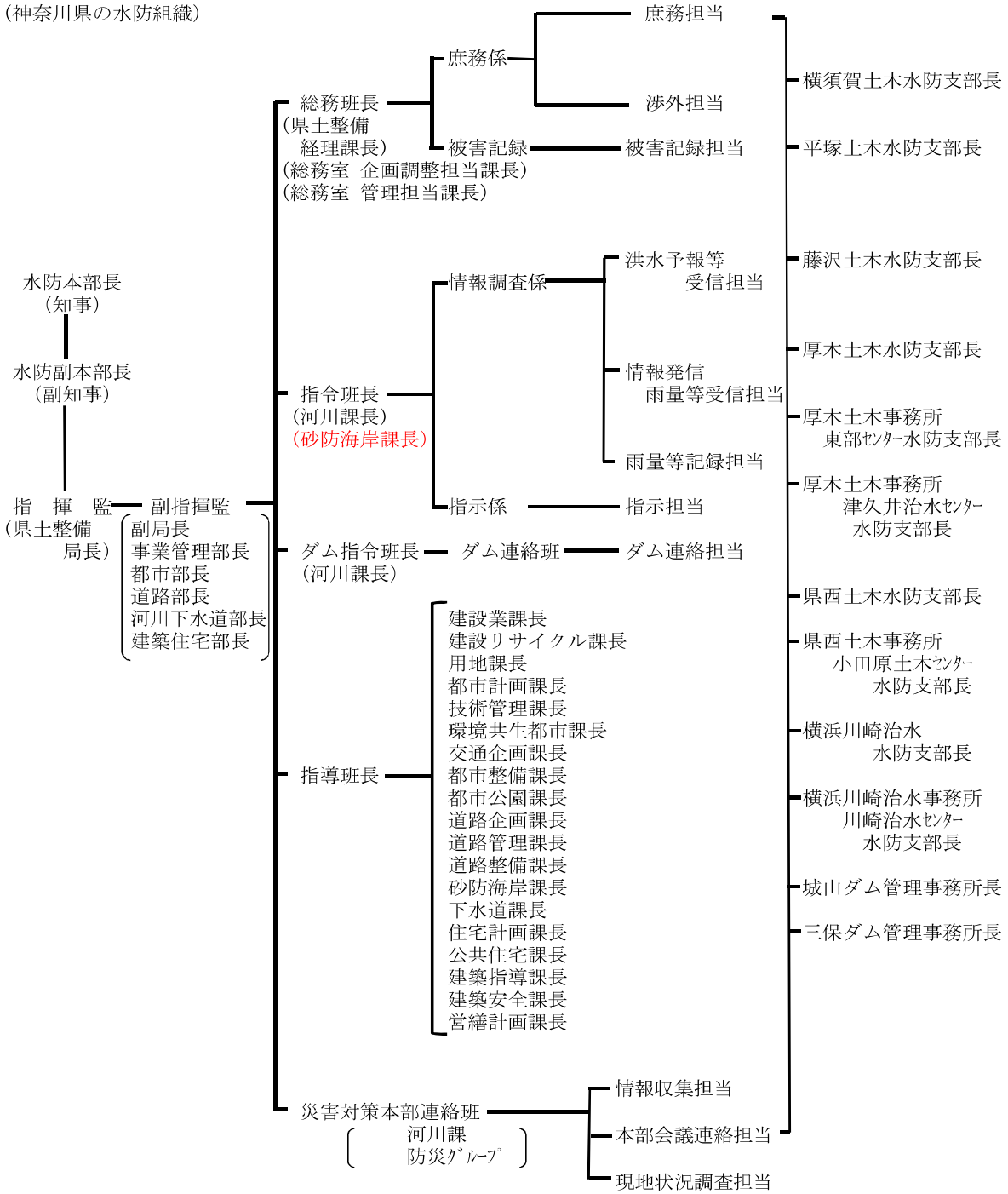

（備考）　災害対策本部連絡班は、災害対策本部設置にいたらない場合であつても、くらし安全防災局との連絡調整に努めるものとする。

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の県土整備部の組織として活動する。

（相模川下流の洪水予報）

第７　水防本部長及び水防支部長は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と横浜地方気象台とが共同で発表する相模川下流洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図［その５］（相模川下流洪水予報系統図）」（第７章第１）により通信連絡するものとする。（法第10条第３項、気象業務法第15条第２項）

（相模川中流の洪水予報）

第８　水防支部長は、神奈川県と横浜地方気象台とが共同で発表する相模川中流洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図［その６］（相模川中流洪水予報系統図）」（第７章第１）により通信連絡するものとする。（法第11条、気象業務法第15条第２項）

（鶴見川の洪水予報）

第９　水防本部長及び水防支部長は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所と横浜地方気象台とが共同で発表する鶴見川洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図［その７］（鶴見川洪水予報系統図）」（第７章第１）により通信連絡するものとする。（法第10条第３項、気象業務法第15条第２項）

（酒匂川の洪水予報）

第10　水防支部長は、神奈川県と横浜地方気象台とが共同で発表する酒匂川洪水予報を受けたときは、「水防時における通信連絡基本系統図［その８］（酒匂川洪水予報系統図）」（第７章第１）により通信連絡するものとする。（法第11条、気象業務法第15条第２項）

（洪水予報河川の基準地点・基準水位）

第11　洪水予報河川の基準地点・基準水位は、別表22のとおりである。

また、洪水予報発表様式は、第１号様式（その11～13）のとおりとする。

第９章　水位周知河川における水位到達情報

（種類及び発表基準）

第１　知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受け取ったとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位）に達した時は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき

（水位到達情報の通知及び周知を行う河川名、区域）

第２　法第13条第１項及び第２項の規定により国土交通大臣及び知事が水位到達情報の通知を行う河川は、別表第23のとおりである。なお、水位周知河川の指定は、河川名、河川の起点及び終点並びに水位観測所名及びその水位観測所における洪水特別警戒水位を本水防計画の別表第23に規定することにより行う。

（洪水特別警戒水位の通知及び周知）

第３　水防本部長及び水防支部長が洪水特別警戒水位の通知を行ったとき又は国土交通大臣からその通知を受けたときは、水防本部長及び水防支部長は、「水防時における通信連絡基本系統図〔その１〕」（第７章第１）により、関係水防管理者等に通知するとともに、水防本部長は知事室を通じ報道機関に周知する。

また、河川が２以上の水防支部にわたる場合は、上流側の水防支部長は下流側の水防支部長へ、その旨を直ちに通知するものとする。

２　知事が水位到達情報の通知及び周知を行う河川のうち中津川及び河内川（三保ダム上流部を除く）は水防本部長が、他の河川については所轄の各水防支部長が通知を行うものとする。

３　洪水特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第２号様式のとおりとする。

第10章　水位周知海岸における水位到達情報

（種類及び発表基準）

第１　知事は、知事が指定した海岸について、水位が高潮特別警戒水位（法第 13 条の３）に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための指示の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

高潮特別警戒水位を下回り、氾濫のおそれがなくなった場合は、その旨の情報（高潮氾濫発生情報の解除）を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
高潮氾濫発生情報	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に達した場合、また高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生した場合又は氾濫したものと推測される場合 （ただし、高潮特別警戒水位に達した場合でも、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されない場合は除く）
高潮氾濫発生情報解除	基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位を下回り気象状況等から水位上昇するおそれがないこと、氾濫又は浸水が発生・拡大するおそれがないことを確認した場合

（水位到達情報の通知及び周知を行う海岸名、区域）

第２　法第 13 条の３の規定により知事が水位到達情報の通知を行う海岸は、別表第 24 のとおりである。なお、水位周知海岸の指定は、海岸名、海岸の起点及び終点並びに水位観測所名及びその水位観測所における高潮特別警戒水位を本水防計画の別表第 24 に規定することにより行う。

（高潮特別警戒水位の通知及び周知）

第３　水防本部長が高潮特別警戒水位の通知を行ったときは、水防本部長は、「水防時における通信連絡基本系統図［その１］」（第７章第１）により、関係水防管理者等に通知するとともに、知事室

を通じ報道機関に周知する。

2　高潮特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第３号様式（その１～２）のとおりとする。

第 11 章　水位周知下水道における水位到達情報

（種類及び発表基準）

第１　市町村長は、水位周知下水道として指定したものについて、当該水位周知下水道の水位観測所の水位（法第 13 条の２第２項に規定される雨水出水特別警戒水位）に達したときは、その旨の水位を示して、直ちに水防管理者及び県知事に通知するとともに、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある地下街管理者等に周知するものとする。

この通知及び周知については、別表第 25 に規定することにより行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
雨水出水特別警戒水位到達情報	基準水位観測所の水位が雨水出水特別警戒水位に到達したとき

（水位到達情報の通知及び周知を行う下水道名）

第２　法第 13 条第 2 項の規定により市町村長が水位到達情報の通知及び周知を行う下水道は、別表第 25 のとおりである。

なお、水位周知下水道の指定は、水位周知下水道名、基準水位観測所名及び雨水出水特別警戒水位を本水防計画の別表第 25 に規定することにより行う。

（雨水出水特別警戒水位の通知及び周知）

第３　雨水出水特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第４号様式のとおりとする。

2　市町村長が雨水出水特別警戒水位の水位到達情報を通知するときは「雨水出水特別警戒水位到達情報の連絡系統図」（第４号様式その２）により、水防管理者等に連絡する。

第12章　水 防 警 報

（水防警報を行う河川、海岸区域）

第１　法第16条の規定により国土交通大臣及び知事が水防警報を行う河川、海岸及びその区域は、別表第21のとおりである。

（水防警報発表者、受報者等）

第２　国土交通大臣が水防警報を行う河川についての発表者、受報者等は次のとおりである。

河　川	発表及び通報責任者		受報責任者		連絡方法
	基本系	補助系	基本系	補助系	
多摩川	京浜河川事務所 防災情報課長	京浜河川事務所多摩出張所長 京浜河川事務所田園調布出張所長	河川課長	横浜川崎治水事務所 川崎治水ｾﾝﾀｰ水防支部長	電話及び ファクス
鶴見川	京浜河川事務所 防災情報課長	京浜河川事務所新横浜出張所長 京浜河川事務所鶴見出張所長	河川課長	横浜川崎治水水防支部長 横浜川崎治水事務所 川崎治水ｾﾝﾀｰ水防支部長	電話及び ファクス
矢上川	京浜河川事務所 防災情報課長	京浜河川事務所新横浜出張所長	河川課長	横浜川崎治水水防支部長 横浜川崎治水事務所 川崎治水ｾﾝﾀｰ水防支部長	電話及び ファクス
早淵川 鳥山川	京浜河川事務所 防災情報課長	京浜河川事務所新横浜出張所長	河川課長	横浜川崎治水水防支部長	電話及び ファクス
相模川	京浜河川事務所 防災情報課長	京浜河川事務所相模出張所長	河川課長	藤沢土木水防支部長 平塚土木水防支部長	電話及び ファクス

（備考）「国土交通省　川の防災情報」システム（http://www.river.go.jp/）からも情報を得ることができる。

別表第20（第12章第２関係）

潮　位　波　高　観　測　所　一　覧　表

観測所名	港名	位置 郡市	位置 町村	位置 大字	種別	種類	事務所名	所属	観測者
湘南港	湘南港	藤沢市		江の島	潮位 風速 風向	自記	藤沢土木事務所 （汐見台庁舎） TEL0467-58-1473	県土整備局	事務所職員
葉山港	葉山港	三浦郡	葉山町	堀内	潮位 風速 風向	テレメータ	横須賀土木事務所 TEL046-853-8800	県土整備局	事務所職員
大磯港	大磯港	中郡	大磯町	大磯	潮位	テレメータ	平塚土木事務所 TEL0463-22-2711	県土整備局	事務所職員
真鶴港	真鶴港	足柄下郡	真鶴町	真鶴	潮位	自記	県西土木事務所 小田原土木センター TEL0465-35-4141	県土整備局	事務所職員
山之内	横浜港	横浜市	神奈川区	山之内	潮位	自記	京浜港湾事務所 TEL045-451-8662	国土交通省	事務所職員
						テレメータ	横浜川崎治水事務所 TEL045-411-2500	県土整備局	事務所職員
三崎漁港	三崎漁港	三浦市		向ヶ崎町	潮位 風向 風速	自記	東部漁港事務所 TEL046-882-1233	県環境農政局	事務所職員
小田原漁港	小田原漁港	小田原市		早川	潮位	テレメータ	西部漁港事務所 TEL0465-23-8521	県環境農政局	事務所職員
横浜港	横浜港	横浜市	中区	新山下	潮位	自記	横浜市港湾局海務課 TEL045-621-2784	横浜市	事務所職員
横須賀港	横須賀港	横須賀市		安浦	潮位	自記	京浜港湾事務所 横須賀事務所 TEL046-825-3720	国土交通省	事務所職員
横須賀港	横須賀港	横須賀市		西逸見町	潮位	テレメータ	第三管区海上保安本部 海洋調査課 TEL045-211-1118	海上保安庁	事務所職員
油壺	相模湾	三浦市		三崎	潮位	テレメータ	国土地理院 関東地方測量部 TEL03-5213-2051	国土地理院	事務所職員
小田原	小田原漁港	小田原市		早川	潮位	テレメータ	横浜地方気象台 TEL045-621-1999	気象庁	事務所職員
平塚沖観測塔	相模湾 （波浪観測）	平塚市		虹ヶ浜	波高 水温 流速 風向 風速 気圧	テレメータ	国立大学法人 東京大学 生産技術研究所 TEL03-5452-6098	国立大学法人 東京大学 ※観測データは、県砂防海岸課及び水産課ホームページから公開	事務所職員

別表第24（第10章第２関係）

水位情報の通知及び周知を行う海岸一覧表

１．水位周知を行う海岸名、区域

海　　岸　　名	区　　域
東京湾沿岸【神奈川県区間】	東京都界（川崎市川崎区殿町３丁目地先）から剱崎（三浦市南下浦町松輪地先）
相模灘沿岸	剱崎（三浦市南下浦町松輪地先）から静岡県界（湯河原町門川地先）

２－１．水位周知実施区間および基準水位観測所（東京湾沿岸【神奈川県区間】）

No.	海岸名（水位周知実施区間）	基準水位観測所	高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）	発報者	受報者	区域	
①	川崎港　東部	多摩川河口	T.P.+2.85m	水防本部	川崎市	川崎港海岸 小島町地区	川崎市川崎区殿町３丁目地先から 川崎市川崎区夜光１丁目地先まで
						川崎港海岸 夜光町地区	川崎市川崎区夜光１丁目地先から 川崎市川崎区池上町地先まで
						川崎港海岸 池上町地区	川崎市川崎区池上町地先から 川崎市川崎区浅野町地先（池上運河）まで
						多摩川	右岸　川崎市中原区下沼部地先から海まで
②	川崎港　西部	多摩川河口	T.P.+2.90m	水防本部	横浜市 川崎市	川崎港海岸 南渡田・浅野町地区	川崎市川崎区浅野町地先（池上運河）から 川崎市川崎区南渡田町地先まで
						川崎港海岸 白石町地区	川崎市川崎区南渡田町地先から 川崎市川崎区白石町地先まで
						横浜港海岸 鶴見地区	横浜市鶴見区安善町１丁目地先から 横浜市鶴見区末広町１丁目地先まで
						鶴見川	左岸　横浜市港北区綱島西２丁目地先から海まで
③	横浜港　北部	山之内	T.P.+1.40m	水防本部	横浜市	横浜港海岸 内港地区	横浜市鶴見区生麦２丁目地先から 横浜市中区桜木町１丁目地先まで
						鶴見川	右岸　横浜市港北区大曽根３丁目地先から海まで
						帷子川	左岸　横浜市保土ヶ谷区和田１丁目地先から海まで 右岸　横浜市保土ヶ谷区和田１丁目地先から海まで
						大岡川	左岸　横浜市中区宮川町２丁目地先から海まで
④	横浜港　中部	山之内	T.P.+2.05m	水防本部	横浜市	横浜港海岸 山下・本牧地区	横浜市中区北仲通６丁目地先から 横浜市中区豊浦町地先まで
						横浜港海岸 根岸湾周辺地区	横浜市中区豊浦町地先から 横浜市磯子区原町１１番地先まで
						大岡川	右岸　横浜市南区花之木町２丁目地先から海まで
						堀割川	左岸　横浜市南区中村町４丁目地先から海まで
⑤	横浜港　南部	横須賀	T.P.+1.40m	水防本部	横浜市 横須賀市	横浜港海岸 根岸湾周辺地区	横浜市磯子区原町１１番地先から 横浜市金沢区幸浦１丁目地先まで
						横浜港海岸 金沢地区	横浜市金沢区幸浦１丁目地先から 横浜市金沢区海の公園地先まで
						横浜港海岸 平潟湾周辺地区	横浜市金沢区海の公園地先から 横浜市金沢区六浦東１丁目地先（横須賀市境）まで
						横須賀港海岸 追浜地区	横須賀市追浜本町２丁目地先（横浜市境）から 横須賀市追浜本町２丁目地先（鷹取川河口）まで
						堀割川	右岸　横浜市南区睦町１丁目地先から海まで
						宮川	左岸　横浜市金沢区釜利谷東７丁目地先から海まで 右岸　横浜市金沢区釜利谷東７丁目地先から海まで
						侍従川	左岸　横浜市金沢区大道１丁目地先から海まで 右岸　横浜市金沢区大道１丁目地先から海まで
						鷹取川	左岸　横須賀市追浜本町１番地から海まで
⑥	横須賀港　北部	横須賀	T.P.+1.70m	水防本部	横須賀市	横須賀港海岸 追浜地区	横須賀市夏島町地先から 横須賀市浦郷町５丁目地先まで
						横須賀港海岸 深浦地区	横須賀市浦郷町５丁目地先から 横須賀市浦郷町１丁目地先まで
						横須賀港海岸 長浦地区	横須賀市浦郷町１丁目地先から 横須賀市長浦町１丁目地先まで

No.	海岸名（水位周知実施区間）	基準水位観測所	高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）	発報者	受報者	区域	
⑥	横須賀港　北部	横須賀	T.P.+1.70m	水防本部	横須賀市	横須賀港海岸 本港地区	横須賀市長浦町１丁目地先から 横須賀市稲岡町地先まで
						横須賀港海岸 新港地区	横須賀市稲岡町地先から 横須賀市新港町地先まで
						横須賀港海岸 平成地区	横須賀市新港町地先から 横須賀市三春町４丁目地先まで
						横須賀港海岸 大津・馬堀地区	横須賀市三春町４丁目地先から 横須賀市走水１丁目地先まで
						横須賀港海岸 走水地区	横須賀市走水１丁目地先から 横須賀市走水２丁目地先まで
						横須賀港海岸 観音崎地区	横須賀市走水２丁目地先から 横須賀市鴨居４丁目地先まで
						鷹取川	右岸　横須賀市追浜本町１番地から海まで
⑦	横須賀港　南部	横須賀	T.P.+1.80m	水防本部	横須賀市	横須賀港海岸 鴨居地区	横須賀市鴨居４丁目地先から 横須賀市鴨居２丁目地先まで
						横須賀港海岸 浦賀地区	横須賀市鴨居２丁目地先から 横須賀市長瀬３丁目地先まで
						横須賀港海岸 久里浜地区	横須賀港長瀬３丁目地先から 横須賀市久里浜９丁目地先まで
						横須賀港海岸 野比地区	横須賀市久里浜９丁目地先から 横須賀市野比５丁目地先まで
						平作川	左岸　横須賀市根岸町３丁目地先から海まで 右岸　横須賀市森崎１丁目地先から海まで
⑧	金田湾	横須賀	T.P.+1.50m	水防本部	横須賀市 三浦市	北下浦漁港海岸 長沢地区	横須賀市野比５丁目地先から 横須賀市長沢１丁目地先まで
						北下浦漁港海岸 津久井地区	横須賀市長沢１丁目地先から 横須賀市津久井１丁目地先（三浦市境）まで
						三浦海岸	三浦市南下浦町上宮田地先（横須賀市境）から 三浦市南下浦町松輪地先（東京湾沿岸終点）まで
⑨	浮島	多摩川河口	T.P.+2.85m	水防本部	川崎市	川崎港海岸 浮島	川崎市川崎区浮島町
⑩	東扇島	多摩川河口	T.P.+3.00m	水防本部	川崎市	川崎港海岸 東扇島	川崎市川崎区東扇島
⑪	扇島	多摩川河口	T.P.+3.05m	水防本部	横浜市 川崎市	川崎港海岸 扇島	川崎市川崎区扇島から 横浜市鶴見区扇島まで
⑫	大黒ふ頭	鶴見川河口	T.P.+1.70m	水防本部	横浜市	横浜港海岸 大黒ふ頭	横浜市鶴見区大黒ふ頭

２－２．水位周知実施区間および基準水位観測所（相模灘沿岸）

No.	海岸名（水位周知実施区間）	基準水位観測所	高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）	発報者	受報者	区域	
①	相模灘　東部	油壺	T.P.+1.10m	水防本部	三浦市 横須賀市 葉山町 逗子市 鎌倉市 東部漁港事務所 横須賀土木事務所 藤沢土木事務所	三浦海岸	三浦市南下浦町松輪地先（相模灘沿岸始点）から 三浦市初声町下宮田地先まで
						横須賀三浦海岸	三浦市初声町入江地先から 横須賀市長井２丁目地先まで
						横須賀海岸	横須賀市長井４丁目地先から 横須賀市秋谷地先（三浦郡葉山町境）まで
						葉山海岸	三浦郡葉山町下山口地先（横須賀市境）から 三浦郡葉山町堀内地先（逗子市境）まで
						逗子海岸	逗子市桜山９丁目地先（三浦郡葉山町境）から 逗子市小坪５丁目地先（鎌倉市境）まで
						鎌倉海岸	鎌倉市材木座６丁目地先（逗子市境）から 鎌倉市腰越３丁目地先（藤沢市境）まで
						松越川	左岸　横須賀市長坂４丁目地先から海まで 右岸　横須賀市長坂２丁目地先から海まで
						竹川	左岸　横須賀市大田和１丁目地先から海まで 右岸　横須賀市大田和１丁目地先から海まで
						下山川	左岸　三浦郡葉山町下山口地先から海まで 右岸　三浦郡葉山町下山口地先から海まで
						森戸川	左岸　三浦郡葉山町堀内地先から海まで 右岸　三浦郡葉山町堀内地先から海まで
						田越川	左岸　逗子市桜山１丁目地先から海まで 右岸　逗子市桜山１丁目地先から海まで
						滑川	左岸　鎌倉市材木座１丁目地先から海まで 右岸　鎌倉市由比ガ浜２丁目地先から海まで
						神戸川	左岸　鎌倉市腰越２丁目地先から海まで 右岸　鎌倉市腰越４丁目地先から海まで

No.	海岸名（水位周知実施区間）	基準水位観測所	高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）	発報者	受報者	区域	
②	相模灘　西部	小田原	T.P.+1.20m	水防本部	藤沢市 茅ヶ崎市 平塚市 大磯町 二宮町 小田原市 真鶴町 湯河原町 西部漁港事務所 藤沢土木事務所 県西土木事務所 小田原土木センター	藤沢海岸	藤沢市片瀬海岸１丁目地先（鎌倉市境）から 藤沢市辻堂西海岸３丁目地先（茅ヶ崎市境）まで
						茅ヶ崎海岸	茅ヶ崎市汐見台地先（藤沢市境）から 茅ヶ崎市柳島地先（平塚市境）まで
						平塚海岸	平塚市須加地先（茅ヶ崎市境）から 平塚市唐ケ原地先（中郡大磯町境）まで
						大磯海岸	中郡大磯町東町３丁目地先（平塚市境）から 中郡大磯町国府新宿地先（中郡二宮町境）まで
						二宮海岸	中郡二宮町二宮地先（中郡大磯町境）から 中郡二宮町山西地先（小田原市境）まで
						小田原海岸	小田原市前川地先（中郡二宮町境）から 小田原市江之浦地先（足柄下郡真鶴町境）まで
						真鶴海岸	足柄下郡真鶴町岩地先（小田原市境）から 足柄下郡真鶴町真鶴地先（足柄下郡湯河原町境）まで
						湯河原海岸	足柄下郡湯河原町福浦地先（足柄下郡真鶴町境）から 足柄下郡湯河原町門川地先（相模灘沿岸終点）まで
						境川	左岸　藤沢市川名１丁目地先から海まで 右岸　藤沢市南藤沢地先から海まで
						引地川	左岸　藤沢市鵠沼海岸６丁目地先から海まで 右岸　藤沢市辻堂大平台１丁目地先から海まで
						相模川	左岸　茅ヶ崎市萩園地先から海まで 右岸　平塚市八幡地先から海まで
						小出川	左岸　茅ヶ崎市西久保地先から海まで 右岸　茅ヶ崎市萩園地先から海まで
						千の川	左岸　茅ヶ崎市下町屋１丁目地先から海まで 右岸　茅ヶ崎市下町屋１丁目地先から海まで
						金目川	左岸　中郡大磯町高麗３丁目地先から海まで 右岸　平塚市唐ケ原地先から海まで
						葛川	左岸　中郡大磯町国府本郷地先から海まで 右岸　中郡大磯町国府本郷地先から海まで
						不動川	左岸　中郡大磯町国府本郷地先から海まで 右岸　中郡大磯町国府本郷地先から海まで
						中村川	左岸　中郡二宮町中村原地先から海まで 右岸　中郡二宮町中村原地先から海まで
						森戸川	左岸　小田原市国府津地先から海まで 右岸　小田原市国府津地先から海まで
						酒匂川	左岸　小田原市西酒匂１丁目地先から海まで 右岸　小田原市東町４丁目地先から海まで
						山王川	左岸　小田原市東町１丁目地先から海まで 右岸　小田原市中町３丁目地先から海まで
						早川	左岸　小田原市南町４丁目地先から海まで 右岸　小田原市早川１丁目地先から海まで
						新崎川	左岸　足柄下郡湯河原町吉浜地先から海まで 右岸　足柄下郡湯河原町中央５丁目地先から海まで
						千歳川	左岸　足柄下郡湯河原町土肥３丁目地先から海まで

※　海岸の水位が高潮特別警戒水位に達した場合には、関係する水防管理団体及び市町村長に通知し、これを一般に周知する。
※　高潮特別警戒水位の到達情報は、住民等の緊急的な身の安全確保に資するものであり、暴風の影響及び潮位の上昇特性を考慮し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するのための水位として設定している。
※　このため、立退き避難を前提とした避難指示の発令については、気象庁が発表する気象警報などにより総合的に判断する必要がある。